鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第５－１号

　鹿児島県内水面漁場管理委員会公文書管理規程を次のように定める。

　　令和６年３月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島県内水面漁場管理委員会会長　　福留己樹夫

鹿児島県内水面漁場管理委員会公文書管理規程

　鹿児島県公文書等の管理に関する条例（令和５年鹿児島県条例第４条）第10条第２項の規定に基づく公文書管理規程については，鹿児島県公文書管理規程（令和６年鹿児島県訓令第２号）の例による。

　　　附　則

　この規程は，令和６年４月１日から施行する。